

泉佐野市入札・契約調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事、建設工事に関連する設計・測量等の委託業務、物品購入等及び役務提供等（以下「建設工事等」という。）に係る入札の公正な執行及び契約の円滑な履行を阻害する事項に対し、公正取引委員会及び建設業許可行政庁等との連携を図りつつ、的確な対応を行うことを目的として、泉佐野市入札・契約調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、別に定める談合情報対応マニュアル及び不正行為対応マニュアルの規定に従い、次の各号に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1号の規定又は刑法第96条の6第2項の規定に抵触する行為があると疑われる場合の当該事実の調査
- (2) 前号の調査の結果に基づく公正取引委員会への通知の是非及び入札延期等の対応内容の審議
- (3) 建設業法第28条第1項第3号、第4号又は第6号から第8号までの規定のいずれかに該当する事実があると疑われる場合の当該事実の調査
- (4) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項から第3項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の8第4項、同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反する事実があると疑われる場合の当該事実の調査
- (5) 前2号の調査の結果に基づく対応内容及び建設業許可行政庁への通知の是非の審議
- (6) その他入札の公正な執行及び契約の円滑な履行を妨げるおそれがある場合の対応内容の審議

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者で組織する。

2 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員長は総務部を所管する副市長、副委員長は総務部長の職にある者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。ただし緊急やむを得ない事情があり、委員会を招集するいとまがないと認めるときは、委員長は持回り審議をすることができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席又は関係資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、当該建設工事等の入札及び契約事務を所掌する課に置く。

(守秘義務)

第6条 委員及び委員会に出席した関係職員は、第2条に規定する事務を処理する上で知りえた事項のうち、秘密として管理されている事項を他に漏らしてはならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則（平成13年 3月21日泉佐総契第360号）
この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成14年11月13日泉佐総契第1574号）
この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則（平成17年 3月18日泉佐総契第2192号）
この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日泉佐総総第3082号）
この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年11月12日泉佐総総第938号）
この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

附 則（平成25年 6月28日泉佐総総第440号）
この要綱は、平成25年 7月 1日から施行する。

附 則（平成31年 3月27日泉佐総総第1534号）
この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 1月29日泉佐総総第1295号）
この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別 表

副市長	
総務部長	
建設工事等を所掌する部の担当部長	
〃	担当理事
〃	担当課長
総務部契約検査課長	
総務部契約検査課契約検査担当参事	